

# 加賀市手話施策推進方針

## 1. 方針趣旨

「手話」は手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する「視覚言語」であり、「音声言語」である日本語とは異なる言語です。ろう者（＝手話を言語とする人）は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を代々受け継ぎ、大切に発展させてきました。

我が国における手話の起源は明治時代とされますが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音・発声させる「口話法」の導入により、手話は言語として認められず、排斥されていました。ろう者が生きていくために必要な医療、生活、教育、労働等においても情報保障がなく、人としての尊厳や人権など、著しく傷つけられていた時代が長く続いていたのです。

こうした社会情勢のなか、手話を守り、普及させていく動きが全国各地で起り、加賀市においては、昭和 53 年に手話講習会を始め、その修了生がろう者と共に自主的に手話サークルを結成しました。

昭和 57 年には手話奉仕員派遣事業がはじまり、情報保障がなされなかった時代から一步を歩み出しました。

このような社会全体の活動から、「障害者の権利に関する条約」の採択や「障害者基本法」の改正などにより、ろう者の歴史的、文化的所産である手話は言語であることが明らかにされました。

手話が言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、ろう者と、ろう者以外の者が、お互いを尊重し、分かり合い、共生することができる地域社会を実現するため、手話施策推進方針を定めます。

加賀市は、ここに暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち、そして、市民みんなが手話で『こんにちは』とあいさつができるまちをつくりまします。

## 2. 基本方針

### I. 手話への理解の促進及び手話の普及 ※手話言語条例6条(1)

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることの理解を深めるための施策を実施します。

### II. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくり

※手話言語条例6条(2)

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。

### III. 手話による意思疎通支援 ※手話言語条例6条(3)

手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。

## 3. 施策体系

### I. 手話への理解の促進及び手話の普及

- ① 市民や事業者への手話の普及啓発 【既存施策】
- ② 市民や事業者が手話にふれる機会の充実
- ③ 手話を学ぶための仕組みづくり 【既存施策】

### II. 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

- ① 手話による情報提供の充実 【既存施策】
- ② 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

### III. 手話による意思疎通支援

- ① 手話通訳者等の派遣 【既存施策】
- ② 手話通訳者等の処遇改善等

## 4. 具体的な実施施策

### I. 手話への理解の促進及び手話の普及

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることへの理解を深めるための施策を実施します。

#### **1. 市民や事業者への手話の普及啓発 【理解の促進】**

##### (1) リーフレット、パンフレット等の作成及び配布 【新規】

手話が言語としての理解が深まるよう啓発リーフレット等を配布します。

日常的、基本的な内容を年代別、職種毎などに応じて手話パンフレットを作成し、教室や講座などで配布することにより、理解促進を図ります。

##### (2) 市広報、ホームページ等で手話に関する記事や動画等を掲載 【新規】

手話の挨拶や地名、手話うたなどのほか、ろう者との接し方、困りごとなどを紹介し、手話の普及啓発を図ります。

##### (3) 手話の理解促進のための行事等を開催 【拡充】

市主催等のイベントに手話コーナーを設置します。

手話に関するイベント等を開催します（パフォーマーを招くなど）。

#### **2. 市民や事業者が手話にふれる機会の充実 【手話の体験】**

##### (1) 手話にふれる機会の拡大 【新規】

図書館等において手話に関する書籍・DVD等の貸出やアイドラゴン（※1）の設置などにより、手話にふれる機会の拡大を図ります。

##### (2) ケーブルテレビ放送の活用 【新規】

簡単な挨拶や会話などを1分間程度の放送ができるよう、ケーブルテレビ局と協議します。

##### (3) 手話講習会（※2）の開催 【新規】

町内会や公民館、福祉関係団体や福祉事業所などの各種団体を対象に開催し、手話にふれる市民を増やしていきます。

事業者（企業・商工会等）が従業員に行う手話講習会等を支援します。

(4) 小学生等を対象とした手話教室(※3)の開催【拡充】

手話に触れ合うことで「手話が言語である」との意識を深めます。

講師の人材育成を進めながら、幼児や中学生など、これまでよりも対象範囲を広げます。

(※1) アイドラゴンとは、衛星放送「目で聴くテレビ」専用受信機。

(※2) 《用語の定義》手話講習会とは随時(1～2回程度)の開催

(※3) 《用語の定義》手話教室は継続して数回の開催

### 3. 手話を学ぶための仕組みづくり

(1) 手話奉仕員養成の充実【拡充】

手話奉仕員養成講座(※4)(入門編・基礎編)の充実を図ります。

講座受講者への手話教材(DVD等)の貸出などを行い、技術の向上を図ります。

手話奉仕員養成講座の修了生等で、手話通訳者を目指す受験生には試験対策のための補習講座を行い、支援します。

(2) 手話講座(※5)の開催【新規】

観光業者、福祉事業所、販売店や飲食店等を対象にして、名所の紹介や接客用語などの手話講座を開催します。

(3) 講師の養成【新規】

各種講習会や手話講座、手話教室等における講師の養成を図るため、講師養成会(仮称)を行います。

(※4) 厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、年30回程度の講座(市主催)

(※5) 《用語の定義》手話講座とは主に成人を対象に継続して複数回の開催

## Ⅱ 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。

### 1. **手話による情報提供の充実**

#### (1) 市役所などに手話通訳者等を配置【拡充】

市役所内に手話通訳者等を複数配置することに加え、加賀市医療センターにも手話通訳者等が配置されるよう、取り組みます。

加賀職業安定所（ハローワーク）に手話協力員（※6）の配置を要請します。

#### (2) 市職員の手話講座の開催【拡充】

市職員を対象として手話講座を行い、各窓口での対応の充実を図ります。

#### (3) ケーブルテレビに手話通訳を付したものを放送【拡充】

行政情報や市主催の行事などに手話通訳付きの放送ができるよう、ケーブルテレビ局と協議します。

#### (4) 市が主催する講演会等での対応【拡充】

市主催の講演会や主要な行事等に手話通訳が配置されるよう、手話通訳者の派遣などを行います。

（※6）「手話協力員」は昭和48年に労働省(当時)が求職相談や職場定着指導などにかかる聴覚障がい者のコミュニケーションをサポートする者として、職業安定所に設置。

### 2. **多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり**

#### (1) 旅行で訪れたろう者への観光手話ガイドの実施【新規】

ろう者や手話サークル会員など、手話のできる方が観光ガイドをできるよう、観光ガイド講習会の参加や観光手話ガイドの講習を支援します。

情報機器（インターネット、ディスプレイ等）を活用し、手話による観光ガイドや、ろう者が利用しやすい観光施設の紹介を行います。

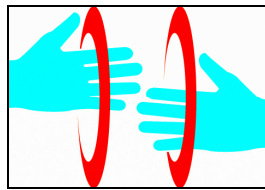
(2) 手話で対応できることが分かるよう明示【拡充】

「手話マーク」(※7)の配布を推進します。

(3) 親子の手話教室や、ろう児が集える場の確保【新規】

ろう児が手話を使用した意思疎通をしやすい環境づくりを図ります。

(※7)「手話マーク」は公共施設の窓口などで手話に対応できることを知らせる目的で、全日本ろうあ連盟が作成しました。



手話マーク

### Ⅲ 手話による意思疎通支援

手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。

#### 1. 手話通訳者等の派遣

(1) 手話通訳者等の派遣【継続】

ろう者が安心して迅速に依頼できる派遣体制作りの充実に努めます。

(2) 遠隔手話通訳の充実【拡充】

ろう者と手話通訳者が、動画を使った遠隔手話通訳できる環境づくりを進めます。

市の公共機関において、ろう者が手話通訳を受けられるよう、本庁舎との遠隔手話通訳を推進します。

#### 2. 手話通訳者等の処遇改善等

(1) 処遇改善等の充実【拡充】

検診、予防接種などの助成や手話通訳士等の資格取得、技能向上の支援を拡充し、手話通訳者等派遣制度の強化を図ります。